令和六年度浄化槽管理士試験の実施について

国 家 試 験

○令和６年度浄化槽管理士試験の実施について（令和六年六月二十一日）（環境省）

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第46条第２項の規定に基づき、令和６年度浄化槽管理士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、同条第４項の規定に基づき、公益財団法人日本環境整備教育センターが行う。

１　試験期日　**令和６年10月20日（日曜日）**

２　試験地　宮城県、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県

３　試験科目

⑴ 浄化槽概論
⑵ 浄化槽行政
⑶ 浄化槽の構造及び機能
⑷ 浄化槽工事概論
⑸ 浄化槽の点検、調整及び修理
⑹ 水質管理
⑺ 浄化槽の清掃概論

４　受験手続

⑴ 試験を受けようとする者は、公益財団法人日本環境整備教育センターのホームページからオンライン受験申請システムにより申請すること。

https://www.jeces.or.jp

⑵ 受験申請の受付期間

ア　受験申請の受付期間は、**令和６年７月１日（月曜日）から８月６日（火曜日）**までとする。

イ　受験申請を受け付けた後は、原則として受験地の変更は認めない。

⑶ 受験手数料　受験手数料は**23,600円**とし、公益財団法人日本環境整備教育センターが指定する口座（ゆうちょ銀行又は指定銀行）に振り込むことにより納付すること。なお、受験申請を受け付けた後は、受験手数料は返還、しない。

５　受験票の送付　受験票は、公益財団法人日本環境整備教育センターから直接受験者に送付する。

６　合格者の発表　試験終了後１月以内に、合格者の受験番号を公益財団法人日本環境整備教育センターの掲示場及びホームページに公告して発表した後、合格者の受験番号を官報に掲載するとともに、郵送により合格者に合格証書を交付し、不合格者には成績及び不合格の旨を通知
する。

７　その他　受験手続等に関する問合せは、公益財団法人日本環境整備教育センターに対して行うこと。